

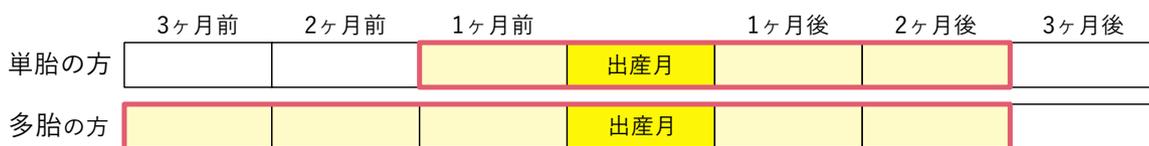
産前産後期間相当分の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産された国民健康保険組合被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）
- 出産日以降に届出ができます。
（直接支払制度を利用された方は、本組合より届出書をお送りいたします）

国民健康保険料の免除方法

- 出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます）まで保険料が免除されます。



※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。**



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 軽減対象期間の終了年月日以降、**第1種組合員の保険料引き落とし口座へ還付となります。**

届出に必要な書類

① 産前産後の保険料軽減措置届出書

※第2種組合員（従業員）におかれましては、第1種組合員（事業主）経由で申請をお願いいたします。

② 母子健康手帳（下記の事項が確認できるページの写し）

- ・ 子の保護者を確認することができる書類
- ・ 出産日を確認することができる書類
- ・ 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類
（多胎妊娠の場合は、人数分の母子健康手帳の表紙の写しも併せてご提出ください）

届出先

三重県歯科医師国民健康保険組合 担当：本田

〒514-0003 津市桜橋2丁目120番地の2 Tel：059-227-6488